

**運動公園プールオープン!**

レジャープールとして皆さんに親しまれております亀岡運動公園プールをオープンします。

流水プール、造波プール、ウォータースライダーなどで暑い夏の日を涼しくお過ごしください。

幼児用プールも完備していますので、ご家族お揃いでぜひ、お越しください。

**開設期間** 7月14日(木)～8月31日(水)

**開園時間** 午前10時～午後5時

**料金** 一般1,230円、小・中学生510円、幼児100円(4歳未満は無料)、ウォータースライダーは無料

**問** 運動公園プール管理棟

TEL22-8810

[指定管理者(株)三煌産業]  
(都市整備課)

8月5日(金)までに電話で連絡します。

**申し込み問** 7月11日(月)から29日(金)までに、あんしん長寿センター

TEL29-2133、FAX29-2155

(高齢福祉課)

**亀岡ゆう・あいサポートシステム登録グループ主催事業「笑顔でAかめ」みんなの認知症予防ゲームのプチ体験**

グループに登録していない人も自由に参加できます。

**とき** 7月23日(土)

午前10時30分～11時30分

**ところ** ガレリアかめおか2階研修室

**対象** どなたでも

**内容** 認知症予防ゲームのプログラムを実際に体験できる講座です。

**参加費** 100円

**申し込み** 当日受け付け

**問** <sup>むらやま</sup>くらしを見つめる会村山

TEL24-6551

(人権啓発課)

**「赤十字救急法講習会」の開催**

赤十字救急法基礎講習および救急員養成講習の総合コースを開催します。

**とき** 7月30日(土)～31日(日)、8月6日(土)(全3回)  
午前9時～午後5時

**ところ** 若木の家(下矢田町)

**内容** 傷病者に対する手当ての基本と一次救命処置(AEDの使用方法)の実技など

**受講料** 3,200円(教本代など)

**申し込み問** 7月10日(日)から25日(月)までに日本赤十字社京都府支部へ

TEL075-541-9326

FAX075-541-1361

(地域福祉課)

**元気アップ講座**

あんしん長寿センターでは、高齢者の皆さんに元気でいきいきとした生活を続けてもらえるよう、元気アップ講座を開催します。

介護予防に関心のある人は、ぜひ参加してください。

**とき** 8月8日(月)

午前10時～11時30分

**ところ** あんしん長寿センター(ガレリアかめおかエイジレスセンター内)

**対象** 65歳以上の人

※ただし介護認定を受けている人は利用いただけません。

**定員** 30人(要予約・申し込み多数の場合は抽選)

**内容** 「体操」

楽しい体操で健康づくりをしましょう。

**講師** NPO法人元気アップAGEプロジェクト

**参加料** 無料

**その他** 参加いただける人には

**亀岡市創業支援助成金制度について(お知らせ)**

亀岡市民の創業支援施策として、創業によって雇用の創出および地域経済活力の向上を図ることを目的に、亀岡市内で新たに創業した人に対し、亀岡市創業支援助成金を交付します。

**○創業とは**

「創業」とは、次の(1)～(2)のいずれかに該当することをいいます。

- (1)事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること
- (2)事業を営んでいない個人が新たに法人を設立し、当該法人が事業を開始すること

**○助成金交付対象者**

亀岡市創業支援助成金(以下、「助成金」)は、次の(1)～(4)のいずれにも該当する事業者が対象となります。

- (1)亀岡市内に住所を有する人で、市内において平成27年4月1日以後に創業し、かつ、当該創業に係る事業が継続されていること
- (2)京都府中小企業融資制度または日本政策金融公庫が取り扱う創業支援融資制度(以下、「融資制度」)を利用された人
- (3)過去に助成金の交付を受けていない人
- (4)現に市税を滞納していない人

**○助成額**

助成金は、次に掲げる額を合算した額を助成します。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額を交付いたします。

- (1)融資制度の利用に係る融資額に100分の3を乗じた額(限度額30万円)
  - (2)創業時における広告宣伝などに要した経費に2分の1を乗じた額(限度額20万円)
- ※不特定多数の人に対する宣伝の効果を意図した費用で、テレビ・新聞などの広告費用、チラシ・ポスター・看板などの作成費用のことをいいます。

**○申請期日**

創業した日から起算して3カ月を経過した日から6カ月以内に申請してください。

**○申請に必要な書類**

所定の申請書、融資制度利用を証明できる書類、税務署受付印のある個人事業の開業届出書控えまたは法人設立届出書控えの写し、官公署発行の許可証・認可証・登録証などの写し、住民票、市税完納証明書、創業時における広告宣伝などに要した経費が証明できる書類など

**○申請先問** 市役所3階ものづくり産業課(6番窓口) TEL25-5033

(ものづくり産業課)